

新型コロナワクチン 使用済み注射器での接種について

新型コロナウイルスワクチン接種を実施している市内の医療機関（堺市中区）において、誤って使用済みの注射器を使用し接種する事案が発生しました。

被接種者には当該医療機関から状況の説明を行っております。また、現在のところ被接種者の健康状態に異常は見られませんが、当該医療機関において引き続き健康観察等を行います。

1 経緯

12月13日（火）に、当該医療機関の医師が、市内の高齢者施設（堺市東区）の入所者に対して、訪問接種（5回目のワクチン接種）を行った際に、1名の方に誤って空の注射器で接種を行いました。医師は接種した直後に気づき、薬液が入った別の注射器で再度接種しましたが、市に報告をしていませんでした。その後、12月19日（月）正午頃に、市への情報共有が必要と考えた当該高齢者施設の担当者から本市に報告があり判明したものです。

※使用ワクチン：ファイザー社ワクチン

2 原因

医師が接種時に、接種済みの注射器を使用後直ちに廃棄していなかったため、使用前の注射器と取り違えたことによるものです。

3 間違い接種となった方

1名（70歳代・男性）

4 今後の対応

被接種者については、当該医療機関において引き続き健康観察を行います。また定期的に血液検査を行い血液感染等がないかについても調べます。

5 再発防止策

当該医療機関には、使用後の注射器の即時廃棄の徹底や、事故などの発生時の速やかな堺市への報告について厳しく指導を行います。また本市のワクチン接種協力医療機関に対して、今後このような事象が発生しないよう、今回の事象も含め起こりうる間違い接種の注意喚起について、再度、周知徹底します。

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：健康福祉局 保健所 感染症対策課 新型コロナウイルスワクチン企画担当
電 話：072-275-5306
ファックス：072-275-5387